

新型コロナ禍での困りごとありませんか？

「生活と健康を守る会」に ご相談ください



特定定額給付金(10万円)の申請はすみましたか？

- ◇生活保護を利用している人も給付されます。
- ◇申請受付開始日から3か月間受付可能です。

商売を続けたい▶持続化給付金

- ◇給付対象：ひと月の売り上げが、前年同月比50%以上減少した事業者(フリーランス含む)。※昨年1年間の売り上げからの減少分が上限。※農業可
- ◇給付額：個人事業者100万円。
- ◇申請：パソコン・スマホから(相談窓口あり)

当座の生活費に困ったら

…コロナ感染の影響で収入減少・休業・失業によって生活が困難な時…

緊急小口資金 (9月末まで)

- ◇貸付金額：10万円以内、特別な事情がある場合は20万円。
- ◇返済据置期間：1年以内。
- ◇返済期間：2年以内。
- ◇無利子、保証人不要。
- ◇償還免除：償還時に収入減少が続く住民税非課税世帯が対象。

借りても足りない場合

総合支援資金 (9月末まで)

- ◇貸付額：2人以上20万円
単身15万円。
- ◇返済据置期間：1年以内。
- ◇返済期間：10年以内。
- ◇無利子、保証人不要。
- ◇償還免除：償還時に収入減少が続く住民税非課税世帯。
- ◇3か月(月1回)借入可能。

住民税や公共料金の徴収猶予

- ◇2月からの一定期間(1か月以上)、収入が前年より20%以上減少した場合納税が原則1年間猶予されます。同じ状態がその後も続く場合、さらに1年間猶予されます。担保は必要なし。延滞税は全部または一部免除されます。
- ◇電気・ガス・水道などの公共料金は、支払い猶予の申し込みができます。

◇自治体(県や市区町村)独自の施策を行っているところがありますので、くわしくは、お近くの「生活と健康を守る会」まで、ご相談ください。

【連絡先】